



改正前	改正後			
<p>12条第1項の規定により知事が指定する建築物の内部に限る。)</p>	<p>いて同じ。)</p>	<p>並びに照明器具及び懸垂物等の状況</p>		
		<p>イ 常閉防火扉の取付けの状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>常閉防火扉の取付けが堅固でないこと。</p>
		<p>ウ 常閉防火扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</p>	<p>目視等により確認する。</p>	<p>常閉防火扉の変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</p>
		<p>エ 常閉防火扉の固定の状況</p>	<p>目視等により確認する。</p>	<p>常閉防火扉が開放状態に固定されていること。</p>
		<p>オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況</p>	<p>扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。</p>	<p>防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。</p>
		<p>カ 常時閉鎖又は</p>	<p>目視等により確認する。</p>	<p>物品が放置されていること等</p>

改正前	改正後			
		<p>作動した状態にあるもの以外の防火設備（以下この表において「随閉防火設備等」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</p>		<p>により随閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。</p>
		<p>キ 随閉防火設備等の取付けの状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>随閉防火設備等の取付けが堅固でないこと。</p>
		<p>ク 随閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損</p>	<p>目視等により確認する。</p>	<p>随閉防火設備等の変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に</p>

改正前		改正後		
		傷の状況		支障があること。
		ケ 随閉防火設備等における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況	目視等により確認する。	政令第112条第19項の規定に適合しないこと。
		コ 随閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な随閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	随閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難	(1) 可動式防煙壁	可動式防煙壁の	各階の主要な可動式防煙壁の作動	可動式防煙壁が作動しないこ

改正前	改正後				
	施設等		作動状況	を確認する。	と。
	(2) 排煙設備	排煙設備の作動状況	各階の主要な排煙設備（特別避難階段の階段室又は付室、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー、居室等）の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。	
	(3) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。	
		イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
<p>5 前項の規定にかかわらず、報告に係る建築物について法第12条第3項の規定に基づく検査が行われ、当該検査の記録がある場合にあっては、当該検査の終了の日から1年以内に限り、その記録の確認をもって前項に規定する調査の方法に代えることができる。</p>					

第9号様式の図を次のように改める。

第9号様式（第9条関係）

正

道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は事実と相違ありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所  
氏 名

指定道路の位置地番					
指定道路の幅員		m			
指定道路の延長		m			
道路敷地となる土地の地名地番	承諾年月日	所有権者管理者使用権者別	住所	氏名	承諾印(実印)
※手数料					
※土木事務所受付欄	※県受付欄	※決 裁 欄			
		指定年月日			
		指定番号			
		公告年月日			
		指定条件			

(注) 記入の際は副本の下欄の(注)をよく読んでください。

第10号様式の圖を次のように改める。

第10号様式（第12条関係）

副

※ 廃止 通知 欄	建築基準法施行細則第12条の規定により、次の私道の廃止（変更）を承認したので 通知します。 廃止（変更）番号                      第                      号 "                      年月日                      年                      月                      日  佐賀県知事		
1 私道の位置			
2 指定年月日、番号			
3 廃止の理由 (変更)			
	指 定 道 路	廃 止 す る 道 路 (変更)	
4 関係地位置			
5 道路の幅員			
6 道路の延長			
廃止する道路 敷地となる地 名地番(変更)	所有権者管理 者使用权者別	住                      所	氏                      名
※ 廃止条件 (変更)			

[注] ※印のある欄は、記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築基準法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。